

4 国家公務員 3年連続で月例給を引き上げ——人事院勧告

人事院（一宮なほみ総裁）は8月8日、今年度の国家公務員の給与改定について、国会と内閣に対して勧告した。勧告は、民間給与が国家公務員給与を平均708円(0.17%)上回る結果となったとして、同較差分を解消するための俸給表の水準の引き上げを求めた。給与の引き上げ勧告は3年連続。勧告はまた、配偶者にかかる扶養手当の見直しも求めた。



人事院が国家公務員と民間（約49万人対象）の4月分の給与を調査し、比較したところ、民間給与が公務の給与を平均708円(0.17%)上回った。勧告は、同較差を埋めるため、国家公務員の俸給表の水準を引き上げるとした。月例給の引き上げは、0.27%アップとなった一昨年、0.36%アップの昨年に続き、3年連続のこと。

ただし、708円の改定原資の内訳を見ると、純粋に俸給の引き上げ分となるのはそのうち448円で、206円は本府省の課長補佐、係長、係員を対象に支給されている「本府省業務調整手当」の引き上げ（実施は係長と係員のみ）に使われ、54円が俸給等の改定に伴い手当額が増減する分である「はね返り分」に回る。

初任給は1,500円アップ

具体的な改定方法については、行政職俸給表（一）について、総合職試験、一般職試験（大卒程度と高卒程度の両方）採用職員の初任給を1,500円引き上げる。若年層についても同程度の改定を行う。それ以外の層については、400円の引き上げを基本に改定すると

している（平均改定率は0.2%）。今年の4月1日に溯って実施する。

本府省業務調整手当の引き上げは、係長級の支給額を現行の4%相当額から4.5%相当額に、係員級の支給額を2%相当額から2.5%相当額に増額する（4月に遡及して実施）。来年4月にもさらなる引き上げを行う。

ボーナスは4.30カ月に

ボーナスである特別給に関しては、民間事業所における好調な支給状況を反映して民間が公務を上回ったことから、年間支給月数を0.1カ月分引き上げる必要があると判断した。現行は4.20カ月となっていることから、勧告どおりとなれば4.30カ月となる。

勧告はまた、扶養手当の支給内容の見直しを求めた。人事院では、扶養手当のあり方について、学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、検討を進めてきた。

扶養手当は、現行では、配偶者にかかる手当として1万3,000円が支給されており、子の場合一人につき6,500円、父母等についても一人につき6,500円が支給されている。

勧告は、来年4月から、配偶者にかかる手当を6,500円に減額し、その代わりに、子の手当を1万円に増額することを提案している（父母等は6,500円のまま）。さらに、本府省の課長級の職員は、子以外の扶養親族にかかる手当を不支給とすることも盛り込んだ。

このほか、専門スタッフ職俸給表4級の新設を提起した。

専門スタッフ職は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知

識経験が必要とされる調査、研究、情報分析などを行う職として設置されている。現行の俸給表は、課長補佐級から課長級までの3級構成となっている（最上位が3級）。

政府では、高度な専門的知識、経験が求められる特定の行政分野で、部局横断的な重要政策、局内各課にまたがる重要政策等についての企画および立案等を支援する職を現行の専門スタッフ職よりも上位の職制に設置する予定であることから、来年度から4級を新設する。

介護休暇などを民間の労働法制に即して見直す。介護休暇の取得は現行1回のみだが、3回まで分割を可能とする。

「士気の向上につながる」と総裁

人事院は同日、一宮なほみ総裁の談話を発表。談話は「昨年、一昨年に引き続いての給与の引き上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながると思う」とコメントした。

人事院勧告に対する労働側の反応を見ると、連合は「月例給および一時金のいずれも3年連続の改善となったことは評価できる」（逢見直人事務局長談話）とし、地方の各人事委員会でも同様の引き上げ勧告が行われることを求めた。

全労連は、3年連続の引き上げは評価しつつも、「不十分な引き上げ」とし、扶養手当の見直しについて「重大な労働条件の不利益変更」と人事院を批判している。

（調査・解析部）